

文部科学省選定
教育映像祭優秀作品賞

男女平等普及推進ビデオ

ドメスティック・バイオレンス

—DV防止法のもとでの支援—

平成13年10月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、いわゆる「ドメスティック・バイオレンス防止法」が一部施行され、初めてその防止と保護、自立支援が制度的に実施されるようになりました。

ペールを脱ぎ始めたドメスティック・バイオレンスとはいったい何なのか、そしてその被害から逃れるためにはどうしたらいいのか、新しい法のもとに具体的に考えるためのビデオです。

そして、人権の尊重される、ドメスティック・バイオレンスのない社会を目指して家を出た被害者に、自立支援のための様々な試みを導くためのビデオでもあります。

監修：弁護士 林 陽子

VHS／カラー／38分

9,975円(税込)

◆企画—  東京ウィメンズプラザ

◆製作— 株式会社 **桜映画社**

男女平等普及推進ビデオ

ドメスティック・バイオレンス

—DV防止法のもとでの支援—



ドメスティック・バイオレンスには、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力などが含まれます。

暴力の原因を突き詰めていくと、多くが、社会的に強い立場にあるものから弱い立場にあるものへの暴力であることがわかります。警視庁の統計では、配偶者間の犯罪のうち、その9割以上が女性でした。

ドメスティック・バイオレンス防止法では、被害者の申し立てによって、裁判所が認めた場合、加害者に対し、被害者の周辺への6か月間の接近禁止命令と2週間の住まいからの退去命令という「保護命令」が発令されることになりました。

また、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護のための「配偶者暴力相談支援センター」が設置され、ここでは相談と一時保護、自立支援などを行います。

東京都では、東京ウィメンズプラザと東京都女性相談センターとが協力して「配偶者暴力相談支援センター」としての役割を受け持ち、区市町村、警察、病院、シェルターなどと連携して活動を展開しています。

他の道府県においても、ドメスティック・バイオレンス防止法に基づいて、「配偶者暴力相談支援センター」が設置されています。

男女平等普及推進ビデオ

文部科学省選定

ドメスティック・バイオレンス2 —より良い援助のために—

監修／加茂登志子(東京女子医科大学精神医学教室助教授) VHS／カラー30分 9,975円(税込)

DV被害者支援に実際に携わる人たちの話し合いから、より良い援助や対応について考える。

「ドメスティック・バイオレンス—DV防止法のもとでの支援—」(38分)に続くシリーズ第2作。